

公営競技の施行団体(市町村)の指定について

1 施行団体となるための要件

各競技法の規定

○ 都道府県：総務大臣の指定が不要

○ 市町村：財政上の必要等を考慮して総務大臣が指定

※指定に当たっては、各競技の関係大臣(農水・経産・国交)と協議

※指定に当たり、期限又は条件を付することができる

※原則2年間の期限を付して指定(赤字団体、その他特別の事情がある団体等は、1年以下の期限を付して指定)

※オートレースは、市町村についても総務大臣による指定の仕組みがない

2 今回の指定(大臣告示)

○ 申請に基づき11団体を指定(1施行者)

	継続指定が必要な団体				継続指定が不要な団体 指定期限制定以前に指定した市町村	指定する仕組みがないもの (法律に施行可能団体を規定)		令和3年度 施行団体
	今回指定 (R4.3.31まで)	令和2年度 2年指定 (R4.3.31まで)	令和3年度 1年指定 (R4.3.31まで)	令和3年度 2年指定 (R5.3.31まで)		都道府県	市町村	
競馬	0	27	8	2	—	11	—	48
競輪	11	0	1	0	37	6	—	55
競艇	0	33	0	24	45	1	—	103
オート	—	—	—	—	—	0	5	5
計	11	60	9	26	82	18	5	211

※競輪は、八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市(東京都十一市競輪事業組合)を指定。

(根拠条文) 各公営競技法の関連規定

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号) (抄)

(競輪の施行)

第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、指定市町村が1年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略